

**2026年度**

**灘区の自然環境・文化資源を活用した  
魅力発信補助金**

**利用の手引き**

申請受付:2026年3月2日(月)~2026年12月25日(金)

## 目次

1	補助事業の実施にあたって	2
2	補助対象団体	2
3	補助対象事業	2
4	補助事業の実施期間	3
5	補助上限額	3
6	補助対象経費	4
7	申請について	5
8	補助の決定方法	5
9	事業の実施	6
10	事業の変更・中止	6
11	補助金の交付	7
12	提出書類一覧	7
13	JR 灘駅前広場の施設利用	8
14	注意事項	12
15	補助金利用のながれ	13

# 1 補助事業の実施にあたって

## (1)事業の趣旨

区民に親しまれる自然環境(六甲山・摩耶山など)や文化資源(灘百選、ミュージアムロードなど)にかかる魅力発信の支援を行うことで、次世代に向けて同資源を守り受け継ぎ、地域への愛着形成を促進するとともに地域の活性化を図ることを目的とします。

## (2)補助金交付要綱・規則の確認

本補助事業は、灘区の自然環境・文化資源を活用した魅力発信補助金交付要綱(以下「補助金要綱」という。)及び神戸市補助金等の交付に関する規則(以下「補助金規則」という。)等に則して実施する必要があります。補助金の申請や事業の実施にあたっては、必ず、本事業のホームページに掲載している補助金要綱・補助金規則をご確認ください。

**JR灘駅前広場利用の流れはP.8の<13 JR灘駅前広場の施設利用>をご覧ください。**

# 2 補助対象団体

補助事業の対象となる団体は、以下の全ての要件を満たした団体で、企画した事業の終了まで責任を持って遂行できる団体です。

- ① 2人以上で組織されていること
- ② 同一の年度において、既に本補助金を受けた団体ではないこと
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

# 3 補助対象事業

補助対象事業となる活動(以下「補助事業」という。)は、当該年度の4月1日から翌年3月15日の間に着手、実施及び完了する活動のうち、次に示す要件すべてに該当する活動です。

- ① 次世代に向けた継承、地域への愛着形成の促進や地域活性化を目的とした、灘区内の自然環境や文化資源を活用した魅力発信の活動であること
- ② 区民の理解と信頼が得られる活動であること
- ③ 営利及び学術研究を目的とした活動でないこと
- ④ 宗教的活動又は政治的活動でないこと
- ⑤ 公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められる活動でないこと

- ⑥ 神戸市(区役所を含む)または神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けていない活動であること
- ⑦ 神戸市政及び灘区政の方針に反する活動でないこと
- ⑧ 法令に違反する活動でないこと

【補助対象とならない活動の例】

- ・灘区の自然環境や文化資源と関連のない内容で実施される活動  
(他区や市外の観光地をテーマにしたイベントなど)
- ・個人事業者や企業の宣伝・販売促進を主目的とした活動
- ・特定の人のみの参加が見込まれる活動

## 4 補助事業の実施期間

補助金交付決定日～2027年3月15日(月)

※必ず交付決定日以降に事業着手(契約・発注等)をしてください。交付決定日前に事業着手した経費は補助対象外です。

## 5 補助上限額

補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。

※ただし、ミュージアムロード(兵庫県立美術館から神戸市立王子動物園まで)の中間点であり、周辺施設への玄関口となる JR 灘駅前広場(北側・南側)を活用する事業については、補助対象経費の2分の1以内で、50万円を上限とする。

JR灘駅前広場利用の流れはP.8の<13 JR灘駅前広場の施設利用>をご覧ください。



## 6 補助対象経費

科目	詳細
需用費	消耗品や印刷に要する費用等 【注意点】 ・取得金額2万円以上の高価な物品は対象外 ・事業実施後に購入した消耗品等は対象外 ※1
使用料	会場使用料、機器・機材のレンタル料等
役務費	会場設営費等の人手を要する費用、郵送代(切手含む)、保険料等
謝金	講師、ボランティア、アドバイザー等への謝金 【注意点】 ・1人につき1回あたり1万円(交通費は除く)を上限 ・内部スタッフへの支払いは対象外
旅費	内部スタッフの交通費
委託料	調査等の委託料(事業の全部又は大部分を占める委託は除く)
その他	その他区長が必要と認める経費

※1 例: イベントの開催が8月1日の場合、特段の理由が無い限り、8月2日以降に購入した消耗品等は補助対象外です。(翌年度用の消耗品の購入など)

### 【補助対象とならない経費】

- ① 補助事業の実施期間(補助金交付決定日～2027年3月15日(月))以外に発注、契約及び支払を行った経費
- ② 飲食費、打ち上げ等それらに類する経費
- ③ 用途が不明な経費(領収書がない経費、ガソリン代など用途が特定できない経費)
- ④ 団体を運営するための経費(会員への会報、電話代、団体の総会にかかる経費、拠点とする場所の賃料など)
- ⑤ その他、区長が適当と認めないもの

※補助金以外の収入がある場合の取扱い

補助金以外の収入がある場合は、必ず収支に計上してください。

また、収入と補助金の合計額が補助対象経費を上回り、利益が生じる場合は、補助金の額を減額する場合があります。

## 7 申請について

### (1)申請期間

2026年3月2日(月)～2026年12月25日(金)

※事業開始予定日の1か月前までに、申請書類を神戸市へ提出してください。

※JR 灘駅前広場を利用する場合は、事業実施の3か月前までに提出してください。

※JR 灘駅前広場(北側・南側)を活用する採択事業は、2件とします。

また、採択事業の交付予定額の合計額が予算額に到達した場合は、申請受付は終了します。

### (2)申請方法

下記のアドレス宛に P.7<12 提出書類一覧>に記載の提出書類を添付し、電子メールで提出してください。

電子メール:nada.jigyuu@city.kobe.lg.jp

件名に「灘区の自然環境・文化資源を活用した魅力発信補助金」と記載し提出してください。

※電子メールでの提出が困難な場合は、郵送もしくは持参してください。

郵送:〒657-8570(住所不要)灘区役所地域協働課

「灘区の自然環境・文化資源を活用した魅力発信補助金」係

持参:神戸市灘区役所4階 地域協働課(神戸市灘区桜口町4丁目2番1号)

(土・日曜・祝日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時)

### (3)問合せ先

灘区役所地域協働課

電話:078-843-7001(内線223)

電子メール:nada.jigyuu@city.kobe.lg.jp

※後日、電子メールや電話で内容を確認する場合がありますので、電子メールアドレス及び電話番号を必ずご記載ください。

## 8 補助の決定方法

申請団体・事業内容について、本手引きや補助金要綱に規定する「対象団体」「対象事業」に該当するかを書面にて審査します。なお、書面審査に加え、必要に応じて電話等でヒアリングを行う場合があります。申請書類を受理後、概ね 20 日程度(休日除く)で交付決定の可否・交付予定額を決定し、補助金の採択団体(以下「採択団体」という。)には補助金交付決定通知書(様式第2号)を通知します。また、不採択となった団体には、理由を付して補助金不交付決定通知書(様式第3号)を通知します。

## 9 事業の実施

- (1)採択団体は、補助事業にかかわる支払い等を記録した帳簿(出納簿や領収書、レシート等)を保管し、神戸市が提出を求めた場合は原本を提出してください。これらの書類は、補助事業年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- (2)補助金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、神戸市が採択団体に確認や助言をすることがあります。
- (3)チラシやポスター等の広報物に下記、定型文を記載してください。  
『この事業は、灘区役所の「灘区の自然環境・文化資源を活用した魅力発信補助金」を活用して実施しています』
- (4)灘区役所の後援が必要な場合は、別途「後援名義の使用申請」が必要ですのでご相談ください。
- (5)採択団体については、灘区役所のホームページや広報物により、事業を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。

## 10 事業の変更・中止

### (1)事業の変更

・以下に該当する場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)の提出が必要です。

#### ①事業の実施日時・場所を変更する場合

(イベントの開催時間帯を午前中から夜に変更するなど、実施時間帯の大幅な変更も含む)

#### ②事業内容(プログラム、参加団体、会場)に大きな変更がある場合

※当日の運営スタッフ人数や役割分担の変更、軽度な時間帯調整などは手続き不要です。

#### ③補助金額に影響のある変更

【例】・イベントの内容を拡充し、経費が増える場合(増額)

・新たなイベントを追加する場合(増額)

・複数のイベントのひとつを中止する場合(減額)

・イベントの内容は変わらないものの、新たな経費を追加する場合(増額)

※経費間の金額変動や、当初予定していた経費が発生しない場合は、変更手続き不要です。

・なお、承認前に「変更する事業内容に関する経費」を契約・発注等した場合は、補助対象外となりますので、十分ご注意ください。

**※補助金の交付決定後に、事業を変更する場合は、必ず事前に神戸市へご相談ください。**

### (2)事業の中止

・やむを得ず全ての事業を中止する場合、速やかに神戸市へ連絡してください。事業を中止する場合は、補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第5号)の提出が必要です。

## 11 補助金の交付

- (1)補助金は、事業終了後に交付します。
- (2)事業終了後、採択団体は補助事業実績報告書(様式第8号)等を提出してください。  
神戸市はその内容を審査し、補助金額確定通知書(様式第9号)により確定した補助金額を通知し、その後補助金を交付(口座振込)します。

## 12 提出書類一覧

### 【申請のとき】

- ①補助金交付申請書(様式第1号) ※押印は不要
- ②事業計画書(様式第1号別記1)
- ③収支予算書(様式第1号別記2)
- ④団体概要(様式第1号別記3)

### 【事業計画変更・中止のとき】

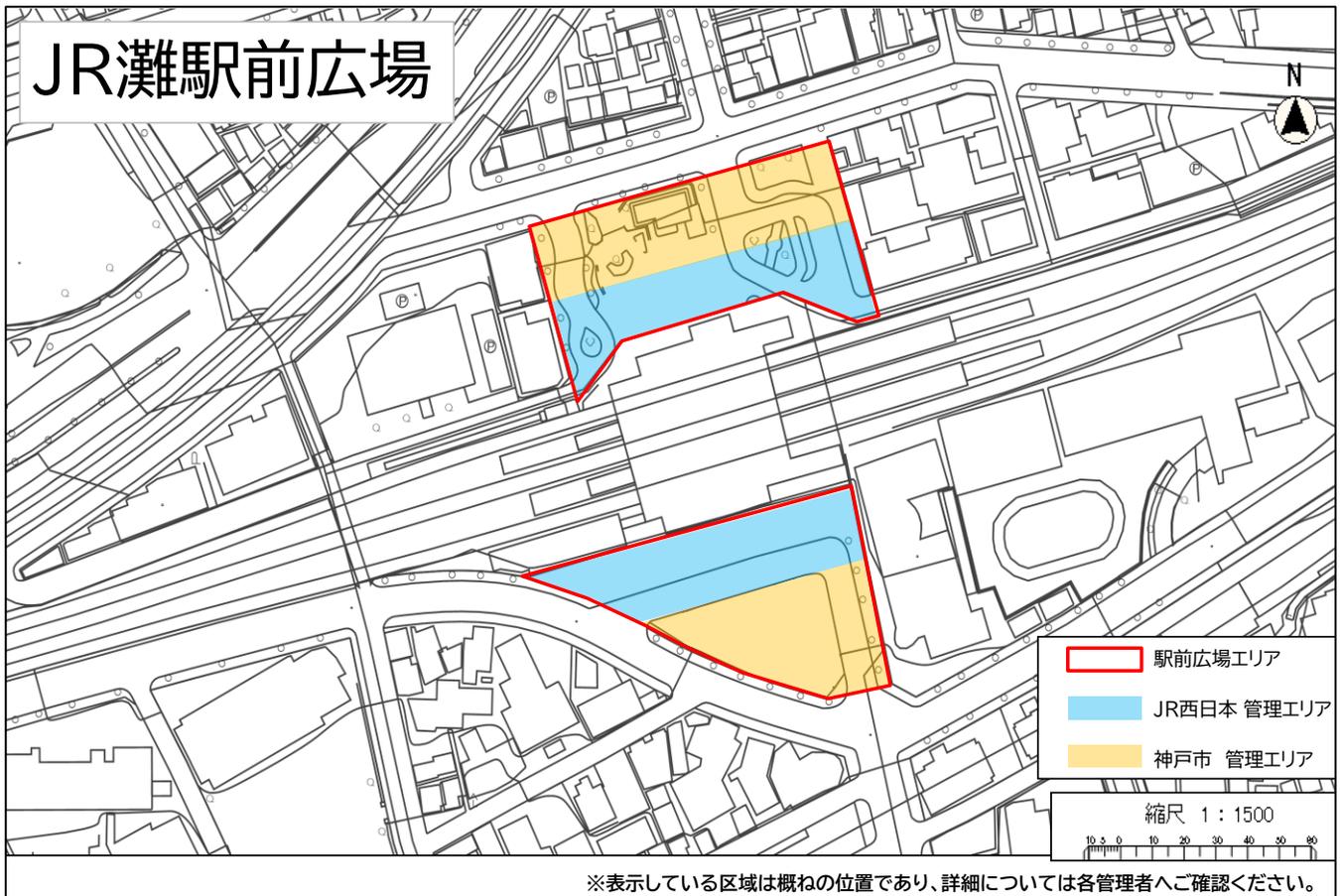
- ①補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号) ※押印は不要
- ②補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)

### 【事業報告のとき】 報告書提出期限:2027年3月17日(水)

- ①補助事業実績報告書(様式第8号) ※押印は不要
- ②実績内容報告書(様式第8号別記1)
- ③収支明細書(様式第8号別記2)
- ④収支決算書(様式第8号別記3)
- ⑤事業の実施状況がわかる書類(記録写真・パンフレット・チラシ等)
- ⑥領収書(または請求書と振込書)のコピー(電子データ)

## 13 JR 灘駅前広場の施設利用

JR 灘駅前広場は、神戸市建設局東部建設事務所(以下「東部建設事務所」という。)が管理するエリア(道路)と、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 西日本」という。)が管理するエリアがあります。駅前広場を利用する際は、JR 西日本への利用申請等の手続きが必要です。また、実施する事業内容によっては、東部建設事務所等への手続きも必要となる場合があるため、以下記載する内容およびフロー図を必ずご確認ください。



### (1) JR 西日本

#### ① 駅前広場の利用申請【神戸市 → JR 西日本 → 神戸市】

- ・JR 西日本への駅前広場の利用申請は、補助金交付決定後に、神戸市から行います。
- ・JR 西日本から神戸市への利用承認の回答をもって、駅前広場の利用申請が完了します。

**JR 西日本からの回答次第では、事業実施日・内容について変更が必要になる可能性がありますので、ご注意ください。**

#### ② 駅前広場の利用にかかる注意事項の遵守確認【神戸市 → 採択団体 → 神戸市】

- ・①の JR 西日本からの回答を踏まえ、駅前広場の利用にかかる注意事項の遵守について、神戸市より採択団体に対して連絡します。
- ・採択団体は、本注意事項を確認し、主催者として責任をもって対応する旨を神戸市へ回答してください。

※P11「JR 灘駅前広場の利用にかかる注意事項」を参考にしてください。

③ 駅前広場利用にかかるレイアウトの提出及び JR 西日本所有地使用時の契約

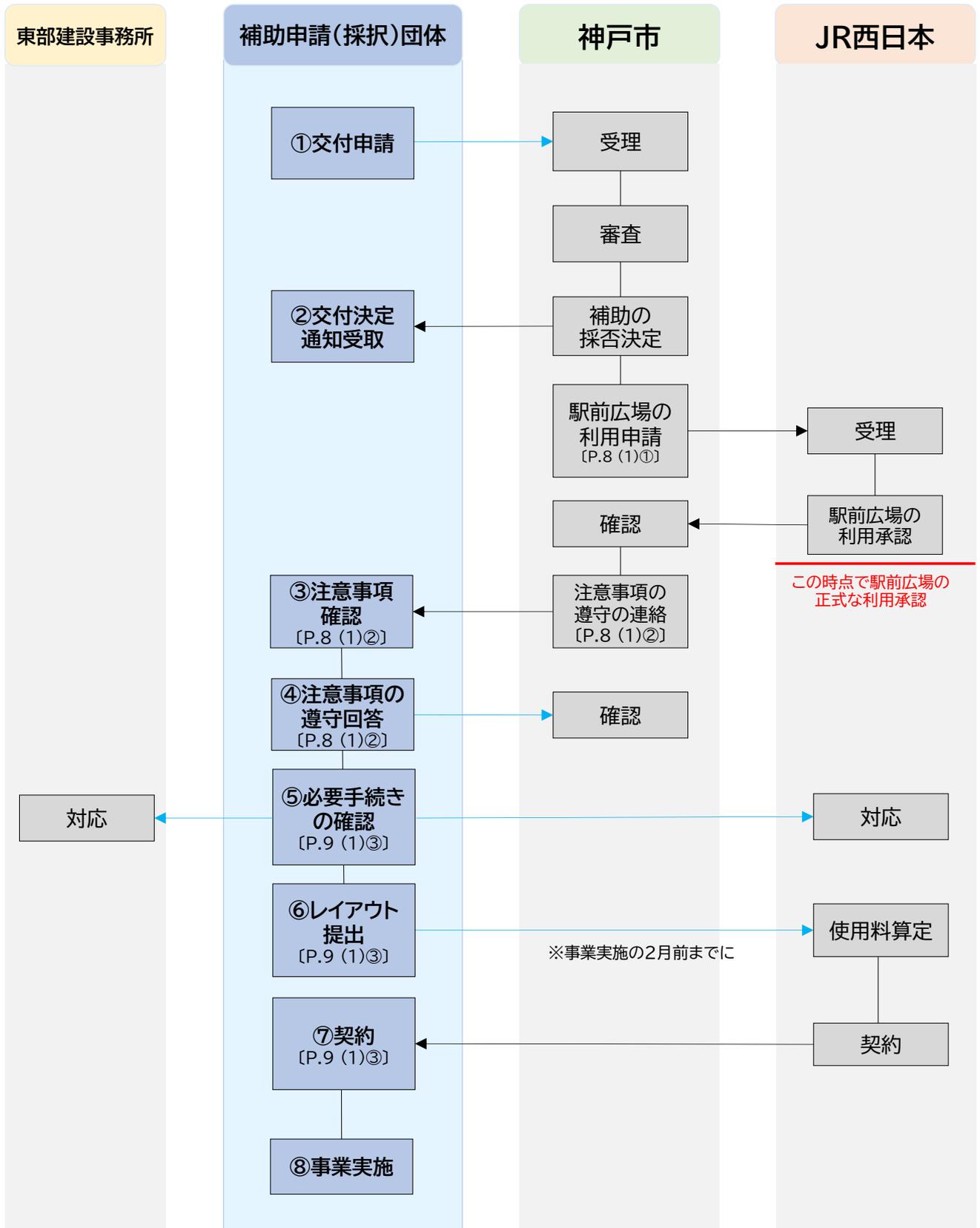
【採択団体 → JR 西日本】

- ・事業実施の2か月前までに、駅前広場利用にかかるレイアウトを JR 西日本へ提出してください。
  - ・JR 西日本の土地を利用する場合、採択団体は JR 西日本と契約を締結し、使用料が発生することがあります。
  - ・これらの手続きは、採択団体が JR 西日本と直接行う必要があります。補助金の交付決定後、採択団体からも JR 西日本に必要な手続き内容をご確認ください。
  - ・なお、交付決定時に、採択団体へ JR 西日本の担当窓口をお知らせします。
- 申請にあたっては、必ず P11「JR 灘駅前広場の利用にかかる注意事項」をご確認ください。
- ※以下フロー図もご参照ください。

(2) 東部建設事務所【採択団体 → 東部建設事務所】

- ・実施する事業内容によっては、道路占用許可や道路使用許可(兵庫県灘警察署)が必要な場合があります。
- 詳細について、東部建設事務所へご確認ください。
- ※道路占用許可が必要な場合、別途占用料が発生します。
- 【お問合せ先】 東部建設事務所:078-854-2191(代表)

# JR 灘駅前広場を利用する場合(フロー図)



## 【JR 灘駅前広場の利用にかかる注意事項】

### (1) 禁止行為

□ 以下による駅前広場の利用はできない。

- ・通行の妨害となる行為。
- ・駅前広場の器物を損傷や汚染する行為。
- ・球戯、ローラースケートその他これらに類する行為。
- ・喫煙をすること(喫煙指定場所を除く)。
- ・指定した場所以外に車両を乗り入れ又は駐車すること。
- ・反社会的勢力の利益となる行為。
- ・他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為。
- ・上記のほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為。

### (2) 事業の実施

- 駅利用者の動線及び公共交通機能確保に万全を期すこととし、イベント利用者がそれらを阻害することのないように計画すること。
- バス、タクシー等他の交通事業者へ情報提供し必要に応じて十分打合せをすること。
- 事業に伴い発生するゴミについて、ゴミ箱の設置、清掃活動等対応すること。
- 駅改札内のトイレは駅利用者用であり、駅前広場内にはトイレが無いことをイベント利用者に周知すること。
- 事業の施行にあたっては、施設管理者(神戸市建設局東部建設事務所、JR 西日本 灘駅長 以下、施設管理者と言う)と十分打合せのうえ施行するものとし、旅客公衆等の安全確保に努めること。
- 事業内容に応じて交通管理者との協議が必要になる場合は採択団体にて行うこと。
- 事業に伴い駅前広場の設備及び第三者に危害を及ぼした場合、また苦情が発生した場合については、全て採択団体が責任を持って対応すること。
- キッチンカー含め車両を駅前広場に侵入させる場合、敷板等で養生したうえで車両の進入させること。
- 事業終了時には申請者において原状回復を行うこと。また、イベント開催にあたっては、設営前および撤去後において使用箇所の写真を撮影し、記録すること。

### (3) 費用

- JR 灘駅前広場を活用する場合、使用料が発生することがある。具体的には、当日の使用レイアウト等をもって、神戸市建設局東部建設事務所や JR 西日本と協議のうえ決定。

### (4) その他

- 駅前広場利用にかかるレイアウトについては、事業実施日の2か月前には、施設管理者に提出すること。

## 14 注意事項

### (1)補助対象外となる事業

神戸市または神戸市の外郭団体から委託または補助を受けて実施する事業は、補助対象外となり、申請できません。

### (2)補助金交付の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。

- ① 補助金申請に虚偽または不正の事実があったとき
- ② 補助金を補助事業以外に使用したとき
- ③ 補助金交付の条件または補助金要綱等の規定に違反したとき
- ④ 補助事業の実施状況の把握や指導のために行う神戸市の調査に応じない、または虚偽の報告をしたとき
- ⑤ 上記のほか、区長が補助金の交付が適当でないと認めたとき

### (3)開催場所や関係機関への手続きにについて

○駅前広場にかかる手続きについては、P8の「13 JR 灘駅前広場の施設利用」をご覧ください。

○関係機関への届け出等は、申請団体の責任において必ず行ってください。

### (4)事業の実施条件について

本事業は、2026年度神戸市一般会計予算の成立をもって実施するものです。

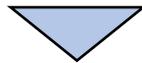
## 15 補助金利用のながれ

申請団体

① 交付申請【P.5】

●提出期限 2026年12月25日(金)必着

- ・事業開始予定日の1か月前までに、交付申請書類を神戸市へ提出してください。
- ・JR 灘駅前広場を利用する場合は、事業実施日の3か月前までに提出してください。
- ・不備等がある場合は、確認の連絡や再提出の依頼を行うほか、必要に応じて電話等でヒアリングを実施します。

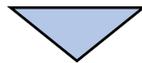


神戸市

② 審査・補助の採否決定【P.5】

※申請受理後、概ね20日程度(休日を除く)で補助の採否を決定し、申請団体に通知

- ・「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を電子メールで通知します。

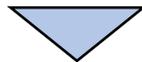


採択団体

③ 事業の実施【P.6】

※「交付決定通知書」が届いてから事業開始

- ・進捗確認のためヒアリング等を行う場合があります。
- ・事業内容に変更が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。

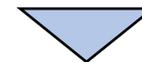


採択団体

④ 実績報告【P.7】

●提出期限 2027年3月17日(木)必着

- ・補助事業実績報告書等を神戸市へ提出してください。



神戸市

⑤ 内容の審査・補助金額確定・支払い【P.7】

- ・不備等がある場合は、確認の連絡や再提出の依頼を行うほか、必要に応じて電話等でヒアリングを実施します。
  - ・「交付額確定通知書」送付後、指定の口座へ補助金を振り込みます。
- ※不備のない実績報告書類の受理から補助金の交付には、1か月程度の時間を要します。